

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

○ 告示	
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件	三三
○ 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	三三
○ 保安林の指定をする予定である件二件	三三
○ 道路の供用を開始する件四件	三四
○ 肥料の登録の有効期間を更新した件	三五
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件	三五
○ 福島県教育委員会	
○ 福島県指定重要文化財として指定する件	三五
○ 福島県指定名勝として指定する件	三五
○ 福島県指定天然記念物として指定する件	三五
○ 福島県教育委員会教育長	
○ 公金の収納の事務を委託した件	三六

## 告示

### 福島県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年五月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニクロ会津若松アピオ店・西松屋会津アピオ店 会津若松市北町大字始字宮前一  
四番一ほか二十筆
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - (変更前) 別紙書面のとおり
    - (変更後) 別紙書面のとおり
  - 2 大規模小売店舗の名称および所在地
    - (変更前) 別紙書面のとおり
    - (変更後) 別紙書面のとおり
  - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - (変更前) 別紙書面のとおり
    - (変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
令和四年四月十二日
- 五 届出をした者  
オリックス株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年五月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫  
福島県郡山市朝日二丁目一八番一号  
(変更後) 株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 真船 幸夫  
福島県郡山市谷島町五番四二号

三 変更した年月日

令和三年二月十一日

四 届出年月日

令和四年四月十二日

五 届出をした者

オリックス株式会社

(商業まちなづくり課)

福島県告示第三百四十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第二項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

双葉郡浪江町大字請戸字中島十二番地の一

同 郡同 町大字請戸字北久保六十七番地

同 郡同 町大字請戸字角畑五十七番地の一

2 加入区の名

請戸加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年五月十七日から同月三十一日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡双葉町大字中浜字本町六五の一から六五の五まで、六六、七一の一、七三の一、七三の二、七四、字西川原の一、二、一、五から一五まで、一六の四、一八の一、一八の二

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、双葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

双葉郡双葉町大字中野字羽山前三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七九の一、八〇から八二まで、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九一の一、一八七、二四九の二、二五〇の四、二五三の一、二五六の一、二五八の二、二五九、二六〇、二六四、二六五の一、二六九の一、三七六から三七九まで、三八一から三八五まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、双葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び双葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
双葉郡富岡町大字仏浜字釜田三八二から三八八まで
  - 二 指定の目的  
潮害の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福島県告示第三百四十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜小野線	いわき市内郷高野町中倉八四番一 地先から 同 市内郷高野町中倉八五番一 地先まで	令和四年五月一七日

(道路計画課)

**福島県告示第三百五十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	二本松市永田一丁目四一三番地先 から 同 市三保内一二三番地先まで	令和四年五月一七日

(道路計画課)

**福島県告示第三百五十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道栗山館岩線	南会津郡南会津町水引五六番一地 先から 同 郡同 町水引五四番一地 先まで	令和四年五月一七日

(道路計画課)

**福島県告示第三百五十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道吉岡田滝根線	いわき市川前町小白井字将監小屋 一一二番一地先から 同 市川前町小白井字将監小屋 七九番一地先まで	令和四年五月一七日

公 告

(道路計画課)

公告第二百一十一号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%) トルカリ分	その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
757	炭酸カ ルシウ ム肥料	53.0炭 酸カル シウム 肥料	53.0	その他 の制限 事項は、 公定規 格のと おり。	日東粉 化工業 株式会 社	大坂 府大 阪市 西淀 川区 佃七 丁目 2番 12号	令和10 年5月 13日

(農業総合センター)

公告第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、大和田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は令和四年三月二十九日完了したので公告する。

令和四年五月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和四年五月十七日

福島県教育委員会

絵画の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
絹本著色仏涅槃 図(附)惣檀中 施主附諸人用記 帳	一幅 一冊	宗教法人 大統寺	白河市馬町二六番地	白河市郭内一番地七 三 小峰城歴史館

(文化財課)

福島県教育委員会告示第四号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十四条第一項の規定により、福島県指定名勝として、次のとおり指定する。

令和四年五月十七日

福島県教育委員会

名 称	所有者	所有者の住所	所在の場所及び面積
旧甲斐家庭園	喜多方市	喜多方市字御清水東七二四 四番地二	喜多方市一丁目四六 〇九番地及び四六一 一番地一 二二〇八・〇四平方 メートル

(文化財課)

福島県教育委員会告示第五号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十四条第一項の規定により、福島県指定天然記念物として、次のとおり指定する。

令和四年五月十七日

福島県教育委員会

名 称	所有者	所有者の住所	所在の場所及び面積
-----	-----	--------	-----------

福島県教育委員会教育長

(文化財課)

鹿島御子神社の大ケヤキ(夫婦ケヤキ)	宗教法人 鹿島御子神社	南相馬市鹿島区鹿島字町一四四番地	南相馬市鹿島区鹿島字町一九九番地 右記番地のうち面積 一・三七・六五平方 メートル
--------------------	-------------	------------------	--

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

福島県立美術館長 長 根 由 里 子

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 株式会社東北装美
- 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(総務課)